

紀宝町新型コロナウイルス感染症対策支援事業

新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大のなか、経済活動の停滞等による生活への影響が広がっています。

このような状況を踏まえ、紀宝町では不安の軽減と感染拡大の防止を図るため、紀宝町が単独で行う支援事業など、現時点の主な支援制度の概要対策を取りまとめました。

詳細については各制度に記載の担当課へお問い合わせください。

紀宝町単独支援事業

▶ 町民の方

事業名	目的	対象者	内容	手続き	時期	担当課（お問合せ先）
紀の宝商品券	イベントや外出自粛により、停滞している経済状況に鑑み、商店等での販売促進など町内における消費活動の喚起および家計の負担を軽減します	町内に住所を有する人	1人あたり 5,000円 の 商品券 を配布	郵送される引換券を指定の場所で商品券に引き換え	【引換期間】 5月25日～6月30日 【使用期限】10月末	役場産業振興課 ☎33-0336 ※詳しくは8㉮
紀宝町子育て等応援給付金	子育て世帯への支援策として、児童手当受給者（0歳～15歳）および高校生等（16歳～18歳）の保護者に子育て等応援給付金2万円を支給します	児童手当を受給している世帯、および高校生等（16歳～18歳）の保護者	対象児童1人につき 2万円 給付（1回限り）	児童手当受給者は児童手当の指定口座に振り込み、高校生等の保護者は申請が必要 ※公務員は担当課までご連絡ください	6月下旬に支給予定	役場福祉課 ☎33-0339
紀宝町ひとり親家庭応援給付金	ひとり親世帯への支援策として、未就学児（0歳～6歳）の保護者に紀宝町ひとり親家庭応援給付金3万円を支給します	児童扶養手当を受給している世帯のうち未就学児（0歳～6歳）のいる保護者	対象児童1人につき 3万円 支給（1回限り）	児童扶養手当の指定口座に振込	6月下旬に支給予定	役場福祉課 ☎33-0339
就学援助費の増額（一時金支給）	臨時休校により生活費等の支出の増加状況に鑑み、一人親家庭（児童扶養手当対象者）や町民税非課税世帯等に支給している就学援助費を増額して支給します	就学援助費を受給している児童生徒の保護者	通常支給している援助費に 3万円 追加（1回限り）	追加受給に関する手続きは不要（就学援助費の申請は在籍する小中学校にて受付中）	7月支給分に上乗せ	役場教育課 ☎33-0341
特別支援教育就学奨励費の増額（一時金支給）	臨時休校により、急遽自宅でのケア等の理由で生活費等の支出の増加、あるいは仕事を休むことによる収入の減少等の状況に鑑み、特別支援教育就学奨励費を増額して支給します	特別支援学級在籍児童生徒の保護者	通常支給している奨励費に 1万5千円 追加（1回限り）	追加受給に関する手続きは不要（特別支援教育就学奨励費の申請は在籍する小中学校にて受付中）	7月支給分に上乗せ	役場教育課 ☎33-0341
高齢者マスク配布	新型コロナウイルス感染症を予防するため、マスク、自宅運動チラシ、運動DVD無料貸し出し周知を送付	65歳以上の高齢者	対象者1人につき マスク10枚 を配布	不要	5月中旬に送付済み	役場福祉課 ☎33-0339
妊婦マスク配布	新型コロナウイルス感染症を予防するため、マスクを配布します	4月28日以降、出産を予定されている妊婦	対象者1人につき マスク10枚 を配布	不要	5月中旬に送付済み	役場みらい健康課 ☎33-0355

▶ 事業者の方

事業名	目的	対象者	内容	手続き	時期	担当課（お問合せ先）
紀宝町新型コロナウイルス感染症経営応援金	町長要請等に伴う町民の行動自粛の影響を受け経営に支障が生じている町内の食事提供施設に対し、経営の維持または継続のための応援金を交付します	紀宝町内に食事提供施設を営む方で、「新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金」の交付対象外の事業者	1事業者あたり 10万円	必要書類を担当課まで郵送	【申請期間】 5月18日～6月5日	役場産業振興課 ☎33-0336
紀宝町新型コロナウイルス感染症拡大阻止支援金	施設の使用停止や営業時間の短縮に協力するが、三重県新型コロナウイルス感染症阻止協力金の交付対象とならない町内に住所を有する県外事業者に対して支援金を交付します	「新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金」の対象とならない、町に住民票または法人登記を有し、県外に事業所、店舗等を構える中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む）	1事業者あたり最大 25万円	必要書類を担当課まで郵送	【申請期間】 5月18日～6月5日	役場産業振興課 ☎33-0336

国の支援事業

※国・県ではその他各種支援事業を実施しています。詳しくは、各省庁および三重県ホームページ等をご確認ください

事業名	対象者	内容	手続き	時期	担当課（お問合せ先）
特別定額給付金	令和2年4月27日現在で住民基本台帳に記録されている方	1人あたり 10万円	郵送、オンラインで申請、または担当窓口等へ申請	【申請期間】 5月15日～8月14日	役場税務住民課 ☎33-0337 ※詳しくは8㉮